(下線部分改正)

現行

第6条 NISA口座へ受入れた配当金等 (省 略)

- 2. N I S A 口座内の上場株式等により生じる金銭であっても非課税の特例の適用を受けられないものがあります。主なものは以下の通りです。
 - (1) (省 略)
 - (2) (省 略)
- (3) 株式ミニ投資又は株式累積(積立)投資における株主優待物の換金代金
- (4) (省 略)

第7条 積立投資の取扱い

NISA口座における積立投資は、原則として株式累積(積立)投資については総合取引約款<u>第5章の2</u>株式累積(積立)投資取引、投資信託の積立投資については総合取引約款第4章積立投資取引に基づきますが、以下の点が異なります。

 $(1) \sim (2)$

(省 略)

2.

(省 略)

- 第9条 主口座等とNISA口座との間の証券振替 (省 略)
- 2. NISA口座内で株式ミニ投資又は株式累積(積 立) 投資にかかる上場株式等が単元株式数又は売 買単位等に到達した場合であっても、お客様より 単元株式等への振替のお申し出がない限り、総合 取引約款第5章株式ミニ投資取引又は総合取引約 款第5章の2株式累積(積立)投資取引にかかわ らず引き続き非課税の特例の適用を受けるため株 式ミニ投資又は株式累積(積立)投資として管理 します。お客様が議決権の行使や株主優待等の株 主等の権利を享受する又は単元株式等として売却 するため単元株式等への振替を希望される場合 は、当社は所定の方法によりお申し出を受けて、 原則として主口座へ払出し単元株式等への振替を 行いますが、同じ年分の非課税管理勘定等で取得 した上場株式等については、主口座へ払出さずに NISA口座内で単元株式等への振替を行うこと ができます。
- 第12条の2 累積投資勘定での積立投資に係る手 数料の取扱い

累積投資勘定での株式等の累積(積立)投資、 投資信託の積立投資において、売買等に係る手数 料は、以下の通り取扱います。

- (1) 株式等の累積(積立)投資
 - ①累積投資勘定で株式等の累積(積立)投資に係る売買を行うにあたって、総合取引約款<u>第5章</u>の2株式累積(積立)投資取引に規定する所定

改正

第6条 NISA口座へ受入れた配当金等 (現行通り)

- 2. N I S A 口座内の上場株式等により生じる金銭であっても非課税の特例の適用を受けられないものがあります。主なものは以下の通りです。
- (1)

(現行通り)

- (2)
- (現行通り)
- (3) 株式累積(積立)投資における株主優待物の換金代金
- (4) (現行通り)

第7条 積立投資の取扱い

NISA口座における積立投資は、原則として株式累積(積立)投資については総合取引約款<u>第5章</u>株式累積(積立)投資取引、投資信託の積立投資については総合取引約款第4章積立投資取引に基づきますが、以下の点が異なります。

 $(1) \sim (2)$

(現行通り)

2.

(現行通り)

- 第9条 主口座等とNISA口座との間の証券振替 (現行通り)
- 2. NISA口座内で株式累積(積立)投資にかかる 上場株式等が単元株式数又は売買単位等に到達し た場合であっても、お客様より単元株式等への振 替のお申し出がない限り、総合取引約款<u>第5章</u>株 式累積(積立)投資取引にかかわらず引き続き非 課税の特例の適用を受けるため株式累積(積立) 投資として管理します。お客様が議決権の行使や 株主優待等の株主等の権利を享受する又は単元株 式等として売却するため単元株式等への振替を希 望される場合は、当社は所定の方法によりお申し 出を受けて、原則として主口座へ払出し単元株式 等への振替を行いますが、同じ年分の非課税管理 勘定等で取得した上場株式等については、主口座 へ払出さずにNISA口座内で単元株式等への振 替を行うことができます。
- 第12条の2 累積投資勘定での積立投資に係る手 数料の取扱い

累積投資勘定での株式等の累積(積立)投資、 投資信託の積立投資において、売買等に係る手数 料は、以下の通り取扱います。

- (1) 株式等の累積(積立)投資
 - ①累積投資勘定で株式等の累積(積立)投資に係る売買を行うにあたって、総合取引約款<u>第5章</u>株式累積(積立)投資取引に規定する所定の手

現行

- の手数料(委託手数料)については、上場有価証券等書面に記載の委託手数料をお支払いいただきます。なお、この委託手数料の上限は、約定代金の1.25%となります。
- ②累積投資勘定で株式等の累積(積立)投資契約 を締結する場合、総合取引約款<u>第5章の2</u>株式 累積(積立)投資取引に規定する累投口座管理 料は、いただいておりません。

(2) (省 略)

附 則

この約款は、平成30年2月1日より適用されます。

以 上

改正

- 数料(委託手数料)については、上場有価証券 等書面に記載の委託手数料をお支払いいただ きます。なお、この委託手数料の上限は、約定 代金の1.25%となります。
- ②累積投資勘定で株式等の累積(積立)投資契約 を締結する場合、総合取引約款<u>第5章</u>株式累積 (積立)投資取引に規定する累投口座管理料 は、いただいておりません。

(2) (現行通り)

附則

- 1. この約款は、平成30年6月18日より適用されます。
- 2. 株式ミニ投資にかかる権利等の取扱いについては、上記適用日以後も従前の規定に従います。

以上